

該当業者様 御中

平成 28 年 3 月 吉日

見積もり依頼書

消防設備点検（法定点検）業務契約について

1 適用

済生会川内病院に設置してある全ての消防設備の点検作業に適用する。
(但し、被ばく施設棟は除く)

2 目的・概要

消防法第 7 条 3 項の 3 に基づき定期点検を実施し、有事が発生した場合に各設備が本来の機能を十分に発揮できるようにする。

3 対象場施設

対象施設：薩摩川内市原田町 2-46 済生会川内病院
新館、新管理棟、福祉棟、南棟、旧管理棟、旧隔離倉庫
(被ばく施設を除く全エリア)

4 対象設備

- (1) 消火器 (2) 屋内消火栓設備 (3) スプリンクラー設備
 - (4) 粉末消火設備（移動式） (5) 自動火災報知設備
 - (6) 消防機関へ通報する火災報知設備 (7) 非常放送設備
 - (8) 避難器具 (9) 誘導灯及び誘導標識 (10) 排煙設備
 - (11) 連結送水管 (12) 自家発電設備 (13) 蓄電池設備
 - (14) 防排煙設備 (15) パッケージ型消火設備 他
- ※新管理棟 1.2 階の自動ドアの作動確認 (1 回/年)

5 見積もり書の依頼事項

4 項 対象設備について総合点検及び機能点検の点検業務を委託した場合の見積もり書を提出すること。

6 見積もり仕様（契約条件等）

- (1) 設備の点検頻度は、1回/6ヶ月とする。（予定 8月、2月）
- (2) 点検実施者は、法定資格者が実施すること。（作業実施前に免状確認をおこなう）
- (3) 病院で実施する防火・防災訓練（2回/年 ※）及び教育訓練の支援を行うこと。
※病院で実施する訓練時において訓練の支援を行う内容。
（救助袋の指導、119装置の操作、受信機操作、消火器訓練の対応 その他等）
- (4) 古い加圧式消火器更新を10本ずつ行うため、消火器納品見積もり書を提出すること。
提出期限について、消防設備点検、防火・防災訓練の2週間前に提出すること。
消火器購入費用は別途費用とする。消火器交換は点検、訓練時に行うこととする。
- (5) 点検時に見つかった不具合の対応を行うこと。
簡易的なものについては点検中対応すること。
点検後1週間以内に不具合一覧リスト・不具合交換の見積もり書を提出すること。
- (6) 点検日（作業）は原則平日点検可能であるが、エリア及び点検内容によっては、時間指定や土曜、日曜日の指定作業とする。
添付の“立入り調整が必要なエリアと鍵が必要な箇所リスト”を参照すること。
その他非常放送設備等の試験（音等が出る試験）に関して土曜午後とすること。
また、点検日程は連続した工程で実施すること。
点検予定の2週間前までに工程表を提出すること。
- (7) 点検報告書の作成・提出について
点検日（1日）ごとに不備事項について報告書を提出すること。
点検報告書は建屋毎、設備毎に作成すること。
点検後2週間以内に提出すること。 ※年1回は消防局へ提出すること。
病院保管分の点検報告書についてはそれぞれの項目にタブ付を行うこと。
- (8) 費用の支払について
契約金額（総額）を12ヶ月で割った金額を各月に支払う。
修理費はその都度支払う。
支払条件は、毎月月末までに、納品書1枚（書式指定なし）、御社書式請求書1枚
病院指定請求書1枚を提出する。
- (9) その他仕様は添付の“委託契約業務に伴う見積もり依頼書共通仕様（条件）事項”を
順守すること。

7 見積もり期限

平成 28 年 3 月 25 日まで（日時指定）

※上記日時指定で郵送にて必着にすること。

8 連絡・問い合わせ先

済生会川内病院 施設整備課 担当 久木野、古川、川路

電話 0996-22-8961 FAX0996-22-8941

以上